

## オープンアクセスに関する IFLA の取り組み

金 容 媛

**【要旨】** IFLA は 2011 年 4 月 15 日にオープンアクセスに関する IFLA としての見解と戦略をまとめた声明 (IFLA Statement on Open Access: Clarifying IFLA's position and strategy) を発表した。その内容はオープンアクセスの定義、オープンアクセスの利点やその導入による図書館の役割の変化、国際機関との連携協力の促進など、多岐にわたる。この声明を受けて 10 月 11 日に、オープンアクセスに関するタスクフォースが設置された。ここではオープンアクセスに関連する IFLA の活動について、ここ数年間の取り組みと今回の声明の内容を紹介する。

**【キーワード】** オープンアクセス、学術研究文献、国際図書館連盟、図書館、IFLA

### 目 次

1. はじめに
2. 国際図書館連盟 (IFLA) の概要
3. オープンアクセスに関する IFLA の取り組み
  - 3.1 これまでの取り組みの概要
  - 3.2 オープンアクセスに関する IFLA の立場と方針
4. おわりに

### 1. はじめに

国際図書館連盟 (International Federation of Library Associations and Institutions: IFLA) は、これまでたびたび社会における図書館の肯定的な役割に対する信念とその役割を強化するためのコミットメントを明確にしてきた。これは 1948 年世界人権宣言第 19 条に定められた「情報アクセスの自由と表現の自由」に一貫して連係したものである。IFLA は、各国の図書館協会と図書館専門職および情報関連機関を網羅した世界的規模の非営利・独立の専門団体として、書誌、情報サービス、図書館員の教育を含むすべての分野の図書館情報活動におい

て国際的理解・協力、研究および開発を促進し、また図書館および情報サービスを国際的関心事として認識を深めるための多様な努力を支援しており、その影響力はユネスコとともに至大である。

IFLA はこれまで数々の報告書、宣言、勧告などを発表している。その中で、情報アクセスの自由、知る自由にかかわる最近のいくつかの重要な宣言・声明のうち、2002 年に発表された「図書館・情報サービス・知的自由に関するグラスゴー宣言 (The Glasgow Declaration on Libraries, Information Services and Intellectual Freedom)」および 2003 年 12 月に発表された「学術研究文献のオープンアクセスに関する声明 (Statement on Open Access to Scholarly Literature and Research Documentation)」および 2008 年 5 月に発表された「図書館と情報へのアクセス：より公平な世界に向けて (Access to libraries and information: Towards a fairer world)」World Report の概要を紹介する。続いて、2011 年 4 月に発表された「オープンアクセスに関する IFLA 声明 (IFLA Statement on Open Access: Clarifying IFLA's position and strategy)」の内容を紹介することで、オープンア

クセスに関する IFLA の立場と戦略を明らかにする。

## 2. 国際図書館連盟 (IFLA) の概要

1927年に創設された IFLA は、各国の図書館協会および図書館情報専門職、情報関連機関を網羅した世界的規模の専門・専門職団体である。現在 144ヶ国から 17の国際協会会員 (International Association Members)、137の国家図書館協会会員 (National Association Members)、1,087の機関会員 (Institutional Members) などで構成されている。その他、34の後援機関 (Corporate Partners) と 16の諮問的役割をする機関 (Bodies with Consultative Status) が参加している。国際図書館連盟は非営利・独立の国際的非政府組織 (an independent international non-governmental association) として本部はオランダのハーグにある。

IFLA の構成は、IFLA の目的遂行に関連する国際協会 (International Association Members) および各国の図書館協会 (National Association Members) が含まれている。このような協会会員は国家、多数国間、または国際的な図書館・情報サービス体系を確立するために活動する。機関会員は図書館・情報センター、図書館情報学校、研究機関、その他 IFLA の目的遂行に関連する関係機関・機構が含まれている。

IFLA の組織体系は大きく、すべての会員が参加する、1) 評議会 (Council) を中心に、2) 執行理事会 (Executive Board)、3) 専門理事会 (Professional Board)、4) プログラム管理委員会 (Programme Management Committee)、5) 部会 (5 Divisions)、6) 分科会 (43 Sections)、7) 特別関心グループ (14 Special Interest Groups)、8) 実務グループ (Working Groups)、9) 討論グループ (Discussion Groups)、10) 特別委員会 (Committee) などで構成されている。それら各々の組織は相互に密接な関連をもって運営されてい

る。分科会ではそれぞれ常任委員会 (Standing Committee) を構成し、部会では部会別の調整委員会 (Coordinating Committee) を構成し、関連諸般の問題を議論している。

特別委員会は戦略的プログラム (Strategic Programme) を実行するための委員会として、「情報アクセスと表現の自由に関する委員会 (Committee on Freedom of Access to Information and Freedom of Expression: FAIFE)」、「著作権および法的問題委員会 (Copyright and other Legal Matters: CLM)」など6つの委員会がある。FAIFE と CLM 委員会はそれぞれコペンハーゲンとロンドンに事務所を設置し活動している。

IFLA の活動に参加する、諮問的役割をする組織・機構には、国際標準化機構 (International Organization for Standardization: ISO)、国際文書館評議会 (International Council of Archives: ICA)、国際出版社協会 (International Publishers Association: IPA)、国際情報処理連盟 (International Federation for Information Processing: IFIP)、国家図書館長会議 (Conference of Directors of National Libraries: CDNL)、など15の機構がある。一方、協会会員として IFLA の活動に参加する図書館・情報センター及び図書館情報活動に関係する国際的組織・機構は、国際音楽図書館協会 (IAML)、国際工学系大学図書館協会 (IATUL)、英連邦図書館協会 (COMLA)、ヨーロッパ研究図書館連合 (League of European Research Libraries: LIBER) など、多数の国際または国家単位の協会会員が参加している。IFLA はオープンアクセスに関してこれらの国際機関と緊密に連携している。

## 3. オープンアクセスに関連する IFLA の取り組み

IFLA はこれまで数々の報告書、宣言、勧告などを発表しており、情報アクセスの自由、知る自由にかかわる重要な宣言・声明 (グラスゴー宣言、倫理綱領、インターネット宣言など) が含まれている。

その中で、1) 2002年に発表された「図書館・情報サービス・知的自由に関するグラスゴー宣言」、2) 2003年12月に発表された「学術研究文献のオープンアクセスに関する声明」および3) 2008年5月に発表された「図書館と情報へのアクセス：より公平な世界に向けて」World Reportの概要を紹介する。続いて、2011年4月に発表された「オープンアクセスに関するIFLA声明(IFLA Statement on Open Access: Clarifying IFLA's position and strategy)」の詳細内容を紹介することで、オープンアクセスに関するIFLAの立場と戦略を明らかにする。

### 3.1 これまでの取り組みの概要

1) 図書館・情報サービス・知的自由に関するグラスゴー宣言(The Glasgow Declaration on Libraries, Information Service and Intellectual Freedom, 2002)は、情報へのアクセスと表現の自由委員会(IFLA/FAIFE)により作成されたものである。グラスゴー宣言において、IFLAは、(1)情報へのアクセスと表現の自由は基本的人権であること、(2)国連世界人権宣言に定められた知的自由を擁護し推進すること、(3)知的自由を支持することは図書館情報専門職の中核的な責務であると謳っている。同委員会は、インターネット上での情報アクセスと表現の自由を謳う「IFLAインターネット宣言」を発表した。同時に発表された、「持続的発展に関する声明」は、図書館情報サービスが情報アクセスと表現の自由を推進し、デジタル社会における情報格差の解消に資することにより、人々の生活の質の向上、社会参加の促進、市民権の保護などを支援することが可能であり、ひいては世界中の人々の健康で幸福な生活の実現と世界の持続的な発展に貢献することができるとしている。

2) IFLAは、2003年12月5日、「学術研究文献へのオープンアクセスに関する声明」(Statement on Open Access to Scholarly Literature and Research Documentation)を採択した。この内容

は、「グラスゴー宣言」の理念に基づきすべての人々に広範な情報アクセスを保証するため、2003年4月に「学術研究文献のオープンアクセスに関する宣言」(Manifesto on Open Access to Scholarly Literature and Research Documentation)として公開されたもので、IFLA年次総会世界図書館情報大会ベルリン大会で採択された。

主な内容は、

- (1) 著作者の人格権を承認し保護する。
- (2) 公正で効果的な査読プロセスが学術文献の質を保証することを確認する。
- (3) 開発途上国の研究者の質の高い学術研究を出版する機会を促進する。
- (4) すべての学術研究文献の著作権を、パブリックドメインへ移行されるまでの一定期間保護する。
- (5) 自由なアクセスのために、法令や出版契約、ライセンスにおいて公正使用の規定を強化する。
- (6) すべての人々に対して、あらゆる種類の学術研究文献の入手を保証する。
- (7) 障害者や開発途上国の住民など不平等な情報アクセス環境にある人々に対して、学術研究文献へのアクセスを提供する機構や制度を構築する。
- (8) 関係法令や契約、ライセンスの中に、図書館や文書館での学術研究文献の保存を保証する規定を含める。
- (9) 図書館と出版社とで、学術研究文献の保存を促す効果的なシステムを実施する。

IFLA会長は、2004年2月24日記者発表において、IFLAはオープンアクセス運動を強く支持し、オープンアクセスの理念に基づく出版物の登場を歓迎すると述べ、関係機関と連携して問題に取り組んでいく必要性を指摘した。

3) 2008年5月に発表された「図書館と情報へのアクセス：より公平な世界に向けて」(Access to libraries and information: Towards a fairer world) World Reportは、IFLA/FAIFEが2007年に「図書館と情報へのアクセス：より公平な世界

に向けて」のテーマで実施し、世界116カ国が参加した調査の報告書 (World Report) である。この報告書は、図書館および図書館サービスの関連した情報アクセスおよび表現の自由に関する世界的な現況を示すことと、世界の図書館界が直面し、解決すべき問題として、先進国と開発途上国の間にデジタル情報格差の解消のために図書館が努力する部分について言及し、図書館共同体の関心と協力が必要であるとしている。

4) 2009年5月20日、IFLAと国際出版社協会およびInternational Association of Scientific Technical and Medical (STM) Publishersは「オープンアクセスに関して共同声明 (Joint IFLA/IPA Statement: Enhancing the Debate on Open Access)」を発表した。この声明は、今がオープンアクセスについて議論すべき時であること、またその重要性を指摘しながら、根拠に基づいた慎重な議論や実験の成果を積み重ねていくことを求めている。そして、議論における重要な項目として、図書館と出版社が相互に敬意を払って議論をすること、学術文献の著者を議論の中心におくこと、学術コミュニケーションの成果に対し可能な限り幅広くアクセスできるようにすること、など8項目を提示している。

### 3.2 オープンアクセスに関するIFLAの立場と方針

2011年4月に発表された声明は、オープンアクセスに関するIFLAの立場と方針を明確にしたもので、主な内容は、オープンアクセスの定義およびアクセス問題に関する明確な焦点を説明した上で、以下の内容が含まれている。

オープンアクセスの利点やその導入による図書館の役割の変化、国際機関との連携協力の促進など、多岐にわたる。ここではその全文を紹介する。

声明文全文：オープンアクセスに関するIFLAの立場と方針

IFLAは情報アクセス自由の原則を支持し、普遍的で平等な情報アクセスに関する権利はすべての個人と共同体および機関の社会的、教育的、文化的、民主的および経済的福祉のために必要不可欠であると考えます。

現在オープンアクセスは、研究論文、専門書籍、データおよび関連資料の形態として科学的知識への無料アクセスおよび再利用を増進させようとする概念、運動および事業モデルとして広く通用する用語である。オープンアクセスは、今日の一般的慣行である、出版後購読者が利用料を支払う事業形態から、個人または機関が利用料を支払わなくてもよいような財政支援をする事業形態へと変えることで、オープンアクセスを実現する。そのためにオープンアクセスはIFLAの情報関連議題の中で重要な議題である。

#### ・オープンアクセスの定義：

初めに、IFLAはベルリン宣言 (Berlin Declaration on Open Access to Knowledge in the Sciences and Humanities) に発起人として署名した。IFLAはベルリン宣言で採用されたオープンアクセスの定義を堅持し、オープンアクセスに関して広報するとともに多様な組織と連携を図る。2013年10月に発表されたベルリン宣言ではオープンアクセスの定義を「著者および著作権者が著作に関する適切な帰属性を明らかにすれば、すべての利用者が自由にアクセス、複製、利用、配布、伝達し、2次著作物を作成、配布するライセンスを付与する」としている。

#### ・アクセス問題に関する明白な焦点：

IFLAはオープンアクセス以外に科学および学術コミュニケーションシステムの発展に関する下記のような重要な目標があることを認識している。

- (1) 科学的な質の管理のための厳格なシステムの実行
- (2) 研究情報の長期保存の提供
- (3) 検閲からの自由の保障

- (4) 利用者に対し効率的で利用しやすいサービスの提供
- (5) 「情報リテラシー」の支援活動の増進
- (6) 情報へのアクセスのための強力な帯域幅（通信速度）や基本的なインフラを拡張する。

オープンアクセスの増進とこうした他の緊要な目標の追求の間には肯定的な相乗効果があり、IFLA はこれらに関連する多様な活動を支援している。しかし、こうした目標はここで定義するオープンアクセスの概念と完全に一致したりまたは従属する関係でなない。IFLA はアクセス問題に明確に焦点を当てオープンアクセスを増進していく。

・現在のモデルはアクセスを保障ものでも持続可能なものでもない：

多様な形態の研究出版物の比率と量が急激に増加することで、現在流通している学術雑誌の購読による学術的コミュニケーションのモデルの維持は難しく、グローバルコミュニティの利益にも効果的でなない。学術雑誌は急激に価格上昇しているが、価格と質、影響力の間には明確で一貫性のある相関関係はない。最も財政的余裕がある研究図書館でさえ教員と学生が要求するすべてのコンテンツを購入し提供することはできない。

このような状況は小規模の単科大学や総合大学ではより深刻であり、予算が制限されているまたは予算が皆無の開発途上国の機関においてはほぼ不可能な状況である。これまでの既存の計画が主要情報へのアクセス不足をある程度は解消したが、既存の計画は出版社の一方向的な決定に依存している。

主な利害当事者の間で不満が増加している。著者は自身の著作物を必ずしもすべての仲間に見てもらえないことや、また彼らが求めている国際的な評価や注目を得ることができないことを憂慮している。また、不必要に持続的に著作権を移転することで、著作物の利用や再利用を制限していることを憂慮し

ている。読者は彼らが必要とするすべての学術的文献にアクセスできないため、研究活動が非効率的になっている。社会全体として、革新や発展を阻害する非効果的なコミュニケーションチャンネルへの不満をもっている。研究成果の広範囲な共有は科学に関する政府の投資にも重要な要素である。より迅速で広範囲な知識の共有は科学の進展を促すものであり、それにより一般公衆に健康的、経済的、社会的便益をもたらすものである。図書館員がオープンアクセスに関する最も強力な支持者であることは驚くべきことではない。

・オープンアクセスの便益：

研究と研究成果を財政的、法的、技術的な障壁なしに利用可能にすることには多くの利点がある。研究者は著作物の可視性および利用が増加し、影響を及ぼすことで便益を得る。オープンアクセスは機関の研究業績を広報することになる。出版社はオープンアクセスを通じて可視性を最大化し、読者およびコンテンツの影響力を増加することができる。これは研究のためのコンテンツの普及サービスが大幅に向上したことを意味する。オープンアクセスは先進国と開発途上国の間および開発途上国の間の知識の流通を向上させる。

・オープンアクセスと図書館の役割変化：

図書館はその専門性を発揮してインフラを構築し、利用しやすい質の高いサービスを開発し、長期のアクセスを保障することで、オープンアクセス開発に重大な役割を果たしている。図書館員はオープンアクセスの計画および申立書に署名することでオープンアクセスに対する支持を表明し、支援している。図書館は教員と研究管理者への教育を通じて学術コミュニケーション環境の改善に努力している。図書館は教員と研究管理者との協力によりオープンアクセスレポジトリを構築し、教員と学生がレポジトリに彼らの研究成果を保存できるように支援している。図書館員は研究データの保存および共有を支援している。図書館は学術出版業者がオープン

アクセスの学術図書と学術雑誌を発行できるよう支援している。さらに、図書館は教員がデジタルコンテンツの質や再利用および共有を保証する公開の教育情報資源の制作に協力している。このようにオープンアクセスが学術・研究図書館の役割を変化させている。国立図書館は国レベルでオープンアクセス政策を開発し、国の研究インフラ構築および文化遺産へのオープンアクセスを支援している。公共図書館は利用者を対象としたオープンアクセスのコンテンツを普及している。さらに、2010年度のIFLA世界レポート (World Report) によると世界各国の大部分の図書館協会がオープンアクセスを支持している。

・国際機構との協力によるオープンアクセスの推進：

IFLAは、UN、UNESCO、WHO、WIPO、情報社会世界サミット (World Summit on the Information Society : WSIS) のような国際機構のみならず公共の基金で遂行される研究、教育資料、文化遺産に関するオープンアクセスを促進し、それを支持する他の機関とも協力する。IFLAはこのような組織との連携や協力を通じ、IFLAの権威によりオープンアクセスが科学の発展と社会および真の市民精神の増進に必要不可欠であると主張する。オープンアクセスは利用者が求めるアクセスを提供することができ、図書館は図書館の役割を最大化することで、世界的に人々の保健と福祉を増進させることができる。

・オープンアクセス運動との連携：

今日、研究、教育資料、研究データに関するオープンアクセスは世界的な動向である。多くの組織がこの目標に向けて努力している。IFLAはこのように多くの組織と連携することにより、重複ではなく、相乗効果を創出する。

IFLAはSPARC(US/Europe/Japan)、COAR、OASPA (Open Access Scholarly Publishers Association)、Bioline International、DOAJ (Directory of Open Access Journal) のようなオー

ペンアクセスを広報する組織、プログラムおよびサービスとの連携を構築し、支援する。IFLAはこのような組織との共同声明を準備する予定である。SPARCは1998年米国研究図書館協会 (ARL) の主導で設立されたもので、その目的は急騰する学術誌の価格負担による学術情報流通の萎縮状況を解決することで、現在世界各国の300以上の機関 (大学、学会など) が参加している。

・IFLA会員との協力：

オープンアクセスはIFLAの2010～2015年の戦略計画の核心課題である。IFLAは戦略計画としてオープンアクセス問題をIFLAの現在および今後の活動と連携するために組織的なアプローチをとる。

・IFLAはIFLA会員国に対して以下に関連し下記のように助言を行う：

- (1) 国家政策としてオープンアクセスを促進する。
- (2) 会員図書館に地域社会においてオープンアクセスを広報し、その効果を拡大する政策を施行するよう奨励する。
- (3) オープンアクセスを奨励するための地域および国家規模の情報インフラを補強する。
- (4) 政府支援研究と文化遺産だけでなく知識オープンアクセスに関する国家政策樹立のための実務を支援する。
- (5) オープンアクセスを促進するために活動している組織、プログラム、計画、サービスなどを支援する。

また、IFLAはSPARC、EIFLおよびヨーロッパ研究図書館連盟 (LIBER) のようなパートナーとIFLA会員に勧告事項、広報資料および実務指針書を提供する予定である。

・IFLA刊行物はオープンアクセスになる：

IFLAはIFLA刊行物をオープンアクセスに転換するために必要な段階等の具体的な移行計画を開発

する予定である。「2011年4月18日 IFLA 理事会承認」

2011年10月11日、IFLA はオープンアクセスに関するタスクフォースを設置した。これは同年4月18日に理事会で承認されたオープンアクセスに関する宣言を受けたもので、さらに2011年8月にプエルトリコで開催された世界図書館情報大会(WLIC) 期間の理事会において、IFLA の重要活動の一つとして承認され、設置された。

同タスクフォースは以下の活動を実施する：

- (1) 国際連合の諸機関 (UN、UNESCO、WHO、FAO) と共に、IFLA はオープンアクセスの宣言を実行するオープンアクセスポリシーの採択・促進に関する広報活動を推進する。
- (2) オープンアクセス推進に関する事例研究や優良事例の紹介を通して、IFLA 参加機関が、国レベルでのオープンアクセスポリシーの採択を推進する活動に必要な能力を養成する。
- (3) さらに、SPARC (US/Europe/Japan)、COAR、OASPA、EIFL、Bioline International、DOAJ などのオープンアクセス関連機関と連携する。

2011年12月にIFLA 運営理事会で(1)の国際連合の諸機関との連携についてのロードマップが提示された。(2)の事例研究や優良事例については、各国の図書館協会がどのように国の政策樹立やプログラムを促進しているかについて調査を行うことにしている。

タスクフォースメンバーは世界各国の国立図書館、大学図書館、オープンアクセス関連機関の関係者など11名で構成されている。

#### 4. おわりに

IFLA はこれまで情報アクセスの自由、知る自由

にかかわる数々の報告書、宣言、勧告などを発表している。IFLA は情報アクセス自由の原則を支持し、普遍的で平等な情報アクセスに関する権利はすべての個人と共同体および機関の社会的、教育的、文化的、経済的、民主的、経済的福祉のために必要不可欠であると考えている。その流れで、IFLA はオープンアクセスについてもオープンアクセス運動を強く支持し、オープンアクセスの理念に基づく出版物の登場を歓迎すると述べ、関係機関と連携して問題に取り組んでいく必要性を指摘したのである。

IFLA は、144の国の図書館協会と図書館専門職および情報関連機関を網羅した世界的規模の非営利・独立の専門団体として、書誌、情報サービス、図書館員の教育を含むすべての分野の図書館情報活動において国際的理解・協力、研究および開発を促進し、また図書館および情報サービスを国際的関心事として認識を深めるための多様な努力と支援をしており、その影響力も大きい。

このIFLA がオープンアクセスに関する声明の中でIFLA としての見解と戦略を明確にし、オープンアクセスの導入による図書館の役割の変化やIFLA 会員国に対する具体的な助言および国際機関や関連組織との連携を促進することを明らかにした。オープンアクセスをIFLA の情報関連の重要な政策課題とし、その組織的な推進のためにタスクフォースを設置したことで今後の具体的な行動が期待できる。

#### 参考文献：

- 1) IFLA Statement on open access:clarifying IFLA's position and strategy:  
<http://www.ifla.org/files/hq/news/documents/ifla-statement-on-open-access.pdf>
- 2) The Glasgow Declaration on Libraries, Information Services and Intellectual Freedom (2002)

- <http://www.ifla.org/faife/policy/iflastat/gldeclar-e.html>
- 3) Berlin Declaration on Open Access to Knowledge in the Sciences and Humanities.  
<http://oa.mpg.de/openaccess-berlin/berlindeclaration.html>
- 4) Scholarly Publishing and Academic Resources Coalition: SPARC.  
<http://www.arl.org/sparc>
- 5) League of European Research Libraries: LIBER. <http://www.kb.dk/liber>
- 6) IFLA/FAIFE World Report :Access to Libraries and Information: Towards a Fairer World (2008) <http://www.ifla.org/faife/report/intro/htm>
- 7) Manifesto on Open Access to Scholarly Literature and Research Documentation.  
<http://threader.ecs.soton.ac.uk/lists/boaiforum/39.html>
- 8) Joint IFLA/IPA Statement: Enhancing the debate on Open Access.  
<http://www.ifla.org/en/news/joint-iflaipa-statement-enhancing-the-debate-on-open-access> (2009.5.21)
- 9) IFLA Open Access Taskforce established. (2011/10/11)  
<http://www.ifla.org/en/news/ifla-open-access-taskforce-established>
- 10) 金 容媛. 図書館・アーカイブズ分野の主要国際機構とその情報源 (I). 文化情報学: 駿河台大学文化情報学部紀要, 第17巻第1号. p.35-50(2010.6)



**IFLA Statement on Open Access : Clarifying IFLA's position and strategy**

**by KIM, Yong Won**

**[Abstract]** IFLA is committed to the principles of freedom of access to information and the belief that universal and equitable access to information is vital for the social, educational, cultural and economic well-being of people, communities, and organizations.

Open access to research, educational resources and research data is now global movement and many organizations are working towards this goal. IFLA will establish partnerships with and provide support to organizations, programmes, initiatives and services that are promoting of Open Access, which is an essential issue within IFLA's information agenda.